

特集

令和3年度 税制改正の重要ポイント

- 基本的考え方** コロナ対策とデジタル化、環境を意識した改正が目立つ
- 法人課税** DX推進で税優遇措置が創設。中小企業の経営基盤強化も後押し
- 資産課税** 納税者の負担回避。特例の適用期限が延長される
- 消費課税** 実務にはインパクト大。手続きまわりの改正注意点
- 国際課税** 国際金融都市の実現なるか！ 相続・法人・所得税で負担軽減へ
- 納税環境整備** 押印義務・電子データ保存の見直しで 納税手続のデジタル化が進む

No.146 (MAR.2021) 掲載

※本冊子に掲載されている情報は、執筆時点のものです。
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は国税庁のホームページなどをご確認ください。

『Monthly Report』は、MJS税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。
毎号、税務・商事法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。
この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1テーマをコンパクトにまとめた特別版です。
ぜひお役立てください。

令和3年度 税制改正の重要ポイント



昨年12月10日に令和3年度与党税制改正大綱が発表されました。その後、閣議決定をへて通常国会で審議されています。

本特集では、今回の税制改正案の内容のうち、MJSユーザーの皆さま（税理士・公認会計士、経理ご担当者ほか）の業務に関係が深いと思われるポイントを取り上げます。

実務に詳しい税経システム研究所の客員研究員が、実務への影響や留意点、今後の見通しなどを解説。新聞よりも詳しく、書籍よりも手軽に読める本特集が、令和3年度税制改正の大枠をつかむために役立てば幸いです。

執筆者とテーマ紹介

- | | |
|---|---|
| <p>①基本的考え方…………… 2
コロナ対策とデジタル化、環境を意識した改正が目立つ
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 中島孝一)</p> | <p>④消費課税…………… 16
実務にはインパクト大。手続きまわりの改正注意点
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 長野匡司)</p> |
| <p>②法人課税…………… 6
DX推進で税優遇措置が創設。中小企業の経営基盤強化も後押し
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 植田卓)</p> | <p>⑤国際課税…………… 19
国際金融都市の実現なるか！ 相続・法人・所得税で負担軽減へ
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 望月文夫)</p> |
| <p>③資産課税…………… 12
納税者の負担回避。特例の適用期限が延長される
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 武田秀和)</p> | <p>⑥納税環境整備…………… 22
押印義務・電子データ保存の見直しで納税手続のデジタル化が進む
(税務システム研究会 客員研究員、税理士 谷中淳)</p> |

①

基本的考え方

コロナ対策とデジタル化、 環境を意識した改正が目立つ

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 中島 孝一

1

令和3年度税制改正の 基本的考え方

わが国は、昨年1月に最初の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」とします）の感染拡大と戦後最大の経済の落ち込みに直面しました。

このような状況の中、感染症等の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるために、年末における通常の年度改正から切り離して、昨年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月20日）を閣議決定しました。

今回の感染症では、わが国における行政サービスや民間分野のデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになったことから、省庁や自治体の縦割りを打破し、行政のデジタル化を進め、今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行うことになり、こうした改革にあわせ、税制においても、国民の利便性や生産性向上の観点から、わが国社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みを強力に推進することになりました。

また、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会実現のため、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしており、税制面においても必要な支援が行われます。

2

改正内容の重要ポイント

令和3年度税制改正大綱から、特に重要と思われるポイントを抜粋しました。概略を見ていきましょう。なお、(1)法人課税～(5)納税環境整備の各分野は、このあと本誌10ページ以降で詳しく解説しています。

(1) 法人課税

産業競争力強化に係る措置として、次の制度の創設・見直しなどが行われます。

① デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合には、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されます。

② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

③ 研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあっても、活発な研究開発を維持するために研究開発投資を増加させる企業の

税額控除の上限が引き上げられるとともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）が行われます。

また、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しが行われます。

④ コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しが行われます。

また、中小企業への支援の措置として、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長が行われるとともに、次の税制の見直しなどが行われます。

⑤ 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（DX・カーボンニュートラル・事業再構築・再編等）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間にわたり繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設されます。

⑥ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備え準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等が講じられます。

⑦ 所得拡大促進税制の見直し

継続雇用者給与等支給額から、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直しが行われます。

(2) 資産課税

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、非課税枠（1,500万円/令和3年4月以降縮小）が令和3年末まで据え置かれることになりました（床面積要件の下限も緩和（50㎡以上⇒40㎡以上））。

また、教育資金の一括贈与について、贈与者の

死亡年数にかかわらず、受贈者の管理残高が相続財産に加算されることとなります。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与については、節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用などの見直しを行った上、適用期限が2年延長されます。

さらに、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されるとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する全ての土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

(3) 消費課税

国際郵便による輸出免税における証明書類について、保存要件が厳格化されます。また、課税売上割合に準ずる割合について、税務署長の承認の効果の緩和が図られるとともに、金密輸に対応するため、金地金の仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類がその対象から除外されます。

(4) 国際課税

国際金融都市の実現に向け、高度外国人在の日本での就労等を促進する観点から、個人所得課税（利益の分配が分離課税対象となることの明確化）・法人課税（非上場会社における業績連動給与の損金算入）・資産課税（居住期間にかかわらず相続税は国内財産のみ課税）の整備が行われます。

(5) 納税環境整備

税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務が廃止されます。

電子帳簿等保存制度について、経理の電子化による生産性の向上・テレワークの推進・クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的な見直しなどが行われます。

さらに、個人住民税の特別徴収税額通知などの各種手続において、デジタル化が推進されます。

3

令和3年度税制改正の
重要ポイント一覧表

(1) 法人課税

項目	改正のポイント	適用時期
DX投資促進税制の創設	デジタル環境の構築による事業変革を行う場合に、税額控除又は特別償却が選択適用できます	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日まで
カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除又は特別償却が選択適用できます	産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日まで
研究開発税制の見直し	厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限の引き上げ(25%→30%)など	令和5年3月31日まで
賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	継続雇用者から、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直し	令和5年3月31日まで
繰越欠損金の控除上限の特例の創設	赤字であっても果敢に前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、繰越欠損金の控除限度額を最大100%(現行:所得の金額の50%)とする特例の創設	令和2年4月1日から令和3年4月1日までに生じた欠損金が対象
中小企業における所得拡大促進税制の見直し	継続雇用者給与等支給額から、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直し	令和5年3月31日まで
株式対価M&Aを促進するための措置の創設	自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税の繰延べ	今後、公表される法令等により要確認
中小企業者等の法人税率の特例の延長	軽減税率15%の延長	令和5年3月31日まで
中小企業投資促進税制の延長及び見直し	前向きな投資を推進するための措置の延長等	令和5年3月31日まで
中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設	M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備え準備金制度が創設	中小企業等経営強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日まで

(2) 資産課税

項目	改正のポイント	適用時期
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長及び見直し	非課税枠が令和3年末まで据え置き（床面積要件も緩和）	令和3年3月31日まで
教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し	贈与者死亡時における受贈者の管理残高は相続財産に加算及び相続税額への2割加算の適用（贈与者の孫等）など	令和5年3月31日まで
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長及び見直し	贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用（贈与者の孫等）など	令和5年3月31日まで
土地に係る固定資産税等の負担措置の見直し	令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続するとともに、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置き	令和6年3月31日まで

(3) 消費課税

項目	改正のポイント	適用時期
国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件の見直し	証明書類として、発送伝票の控え等の保存	令和3年10月1日以後
課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し	税務署長の承認効果の緩和	令和3年4月1日以後
金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類の見直し	本人確認書類から、在留カード・パスポートが除外	令和3年10月1日以後

(4) 国際課税

項目	改正のポイント	適用時期
国際都市に向けた税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 利益の分配が分離課税対象となることの明確化 非上場会社における業績連動給与の損金算入 居住期間にかかわらず相続税は国内財産のみ課税 	今後、公表される法令等により要確認

(5) 納税環境整備

項目	改正のポイント	適用時期
税務関係書類における押印義務の見直し	原則として、押印義務の廃止	令和3年4月1日以後
電子帳簿等保存制度の見直し	電子帳簿等の保存手続の簡素化など	令和4年1月1日以後

②

法人課税

DX推進で税優遇措置が創設。 中小企業の経営基盤強化も後押し

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 植田 卓

こんな
改正です

主なポイントは下記です。

- ・DX推進を促進するために、法の要件を満たす「事業適応計画（仮称）」に基づいて取得されるソフトウェア等に対して、特別償却や特別税額控除が創設されます。
- ・コロナ禍をふまえ、研究開発費や賃上げのための支出に関する税額控除があります。
- ・中小企業の経営基盤強化のために事業再編投資損失準備金の損金算入制度が創設されます。

I

ウィズコロナ・ポストコロナの 経済再生

1 産業競争力の強化に係る措置

(1) デジタルトランスフォーメーション税制

【産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に新設等又は支出をした場合に適用】

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、冒頭で「政府・与党一丸となって、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものとしていく必要がある。」とし、「国民の利便性や生産性向上の観点から、わが国社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みを強力に推進することとする。」としています。

デジタルトランスフォーメーション（DX）とは、企業で従来から採用されている処理を単にIT化するといったようなレベルではなく、デジタル環境を積極的に活用した大胆な企業システムの変革を指します。

なお、DXのDはデジタルを、Xはトランスフォーメーションを指し、英語圏ではトランスと

いう用語をXという文字で表象しているそうです。

DXの例として、PSI情報を用いた生産販売管理の利用があります。PはProduction（生産）、SはSales（販売）、IはInventory（在庫）を表し、製造拠点と販売会社間で、クラウド技術を活用して生産・販売・在庫情報を一元的に共有管理し、これらを効率的に利用できるシステムを構築することによって、販売計画と生産計画とのより迅速な需給調整を実現できるようにするなどの利用が考えられます。

今回、産業競争力強化法を見直し、DXの要件を満たす同法の「事業適応計画（仮称）」に基づいて取得されるソフトウェア等に対して特別償却や特別税額控除を創設することにより、企業のDXに対する積極的な投資が期待されることになります。

② 改正の概要

産業競争力強化法の改正によって設けられる「事業適応計画（仮称）」の認定を受けた上で、改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に取得して事業の用に供されるソフトウェア、繰延資産^(※1)、機械装置及び器具備品^(※2)が対象になり

ます。

なお、投資総額は300億円が限度とされます。

(※1) 繰延資産は、クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用が該当します。なお繰延資産については、改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に支出するものが対象になります。

(※2) 機械装置及び器具備品は、ソフトウェア又は繰延資産と連携して使用するものに限りま

す。特別償却は取得価額の30%とされ、特別税額控除は取得価額の3%（他社とのデータ連携を行う場合は5%）とされます。

特別税額控除を受ける場合の控除額は、後述するカーボンニュートラル投資促進税制による控除額と合わせて、当期分の法人税額の20%が上限とされます。

(2) 研究開発税制の見直し

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、「コロナ禍において様々な変化が生じている中で国際競争力を失わないためには、企業の研究開発投資を持続・拡大させることがますます求められる。」として、研究開発税制の更なる充実のために控除率の見直しが行われます。

また、コロナ禍によって売上が減少すると法人税額も減少することになって、開発研究投資を増加させたにもかかわらず控除限度額が下がってしまう事態を避けるための配慮も行われます。

② 改正の概要

イ 一般の研究開発税制

大企業の試験研究費の額に対する控除率は、増減試験研究費割合^(※1)によって変化しますが、その変化率が次のように改正されます（下線は改正部分を示します）。

増減試験研究費割合が9.4%超（現行8%）の場合
 $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%)$
 $\times 0.35$
 （最高は14%とされます。）

増減試験研究費割合が9.4%以下（現行8%）の場合
 $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合})$
 $\times 0.175$
 （最低は2%（現行6%）とされます。）

(※1) 増減試験研究費割合とは、前3年以内に開始した事業年度における試験研究費の平均額に対する当期の試験研究費の額の増減割合をいいます。

試験研究費の控除額は、原則として法人税額の25%を限度としますが、基準年度と比べて売上が2%以上減少し、かつ試験研究費を増加させた場合には30%が限度額とされる改正も行われます。

ロ 中小企業の研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

中小企業の試験研究費に対する控除割合は、12%を原則としつつ増減試験研究費割合が9.4%を超える場合は次のようになります（下線は改正部分を示します）。

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$
 （最高割合は17%とされます。）

試験研究費の控除額は、原則として法人税額の25%を限度とし、増減試験研究費割合が9.4%超（現行8%）の場合は35%とされます。

(3) 自社利用ソフトウェアに対する対象範囲の拡大

パッケージソフトウェアをCD-ROM等で販売する場合は、下図のように製品マスターの制作費がソフトウェアの取得費になり、それまでに発生した費用はすべて企業会計上も法人税法上も研究開発費として処理されます。

これに対して、パッケージソフトウェアをクラウドで提供するSaaS（Software as a Service）の場合は、下図の自社利用目的ソフトウェアに該当するため、会計上は研究開発費に該当するものの、法人税法上は資産として扱われる場合があります。

この場合について、今年度の改正により、会計上は研究開発費として損金経理をした上で、法人税法上は資産の取得費として扱われたものについて、研究開発税制の対象に含めることができるようになります。（図表1）

図表1 ソフトウェア制作費の会計・税務処理（イメージ）

ソフトウェアの制作目的	自社利用目的（※） （ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が明らかと認められるか）			市場販売目的 （製品マスターの制作費）		
	認められない	不明	認められる	研究開発の終了時点	研究開発終了後	
					製品マスターの制作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産 （著しい改良は研究開発費）
税務処理	費用	資産	資産	費用	資産	資産 （著しい改良は研究開発費）

○法人税基本通達7-3-15の3（抄）
（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）
7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。
② 研究開発費の額（自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。）

※ 例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。

出典：自民党税制調査会配付資料より

（4）コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（大企業向け所得拡大促進税制）

【令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用】

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、「労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業が新しい社会へ適応していくためには、事業や構造を変革する新たな人材の獲得及び人材育成の強化が重要である。」とし、「企業の採用状況が悪化する中で第二の就職氷河期を作らないことも重要である。」としています。

これにより、大企業向けの所得拡大促進税制については、現行の要件を大きく見直し、新規雇用の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制とされます。

② 改正の概要

償却費総額の95%以上を、国内設備投資に向けなければならない要件が廃止された上で、新規雇用の給与等支給額の前年度に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用の給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とされます。

また、教育訓練費の額の前年度^(※)に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用の給与等支給額の20%の税額控除ができることとされます。

(※) 現行では前年度と前々年度との平均額とされています。

なお、控除税額は、当期分の法人税額の20%が上限とされます。

上記の判定対象となる「新規雇用の給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者^(※)に対して、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいますので、いわゆる正規雇用の新規採用に着目されているといえます。なお、雇用調整助成金及びこれに類するものの額は控除しません。

(※) 支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。

上記の控除対象額を計算する場合の「控除対象新規雇用の給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者^(※1)に対して、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額^(※2)をいい、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除します。

(※1) 支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。

(※2) 雇用の給与等支給額の前年度増加額を上限とします。

(5) 繰越欠損金の控除上限の特例

① 改正の概要

中小企業等以外の法人については、繰越欠損金の控除額は、その事業年度の所得金額の50%までが限度とされています。

今年度の改正により、産業競争力強化法の改正法の施行日から同日以後1年を経過する日までの間に、将来の投資計画等をはじめ同法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度に生じた欠損金額を、最長5年間にわたって所得金額の全額を対象に控除することができます。

II グリーン社会の実現

1 カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設

【産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に取得等をして、国内にある事業の用に供した場合に適用】

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、「『2050年カーボンニュートラル』という高い目標に向けて、産業競争力強化法において規定される予定の「中長期環境適応計画」（仮称）に基づき導入される、生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備や、脱炭素化を加速する製品を早期に市場投入することでわが国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品を生産する設備に対して、税制上強力に支援する措置を創設する。」として、カーボンニュートラルの実現に資する資産について、特別償却又は特別税額控除の規定が創設されます。

この制度の適用例として、リチウムイオン電池など脱炭素化を加速する製品への設備投資や、生産工程で用いる外部電力を再エネ電力に切り替えることによって省エネ化・脱炭素化を図る場合などが挙げられます。

② 改正の概要

産業競争力強化法の中長期環境適応計画（仮称）について認定を受けたものが、同法の改正法

の施行日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された一定の設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%）の税額控除との選択適用ができることとされます。

なお、投資総額は500億円が限度とされます。

税額控除による場合には、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除額との合計で、当期分の法人税額の20%が限度とされます。

III 中小企業の支援

1 中小企業向け投資促進税制等の延長

(1) 中小企業による積極的な設備投資等の支援

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、まず「地域経済の中核を担う中小企業を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しており、ポストコロナを見据えて、生産性の向上や経営基盤の強化を支援する必要がある。」とした上で、「このため、中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。」としています。

② 改正の概要

イ 中小企業者等に対する法人税の軽減税率の特例

【令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用】

19%の税率を15%とする特例の適用期限が2年延長されます。

ロ 中小企業投資促進税制（機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除）

【令和3年4月1日以後に取得し事業の用に供した資産から適用】

対象となる指定事業に次の事業が加えられた上で、適用期限が2年延長されます。(図表2)

- (イ) 不動産業
- (ロ) 物品賃貸業
- (ハ) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。)

このほか、対象となる法人に商店街振興組合が加えられ、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものが除外されます。

ハ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)

令和3年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されます。

これにより、器具及び備品と建物附属設備については、次の中小企業経営強化税制による場合を除き、中小企業向け設備投資税制の適用ができなくなります。

なお、この制度の指定事業だけに掲げられ

ていた不動産業、物品賃貸業、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ等で生活衛生同業組合の組合員であるものについては、上記のように改正後は中小企業投資促進税制の指定事業に統合されます。

ニ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は特別税額控除制度(中小企業経営強化税制)

【令和3年4月1日以後に取得し事業の用に供した資産から適用】

特定経営力向上設備等の対象に、計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る。)を実施するために必要不可欠な設備が加えられた上で、適用期限が2年延長されます。

2 所得拡大促進税制の見直し(中小企業向け)

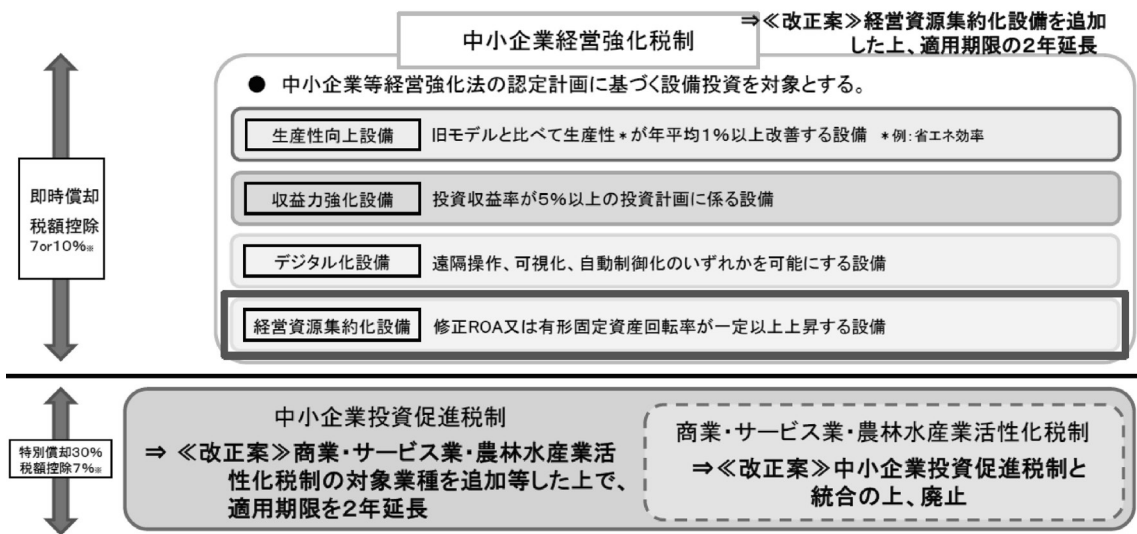
【令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用】

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、「雇用の維持・確保

図表2 中小企業投資促進税制等の延長等(案)

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に整理・統合した上、適用期限を2年延長。
- 中小企業経営促進税制に経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長。



※資本金3,000万円以下の法人に適用

【税額控除の控除上限】中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制とを合わせ、法人税額の20%を上限とする。

(注1)中小企業投資促進税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、貨物自動車、船舶。
(注2)中小企業経営強化税制の対象設備は、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備。

出典：自民党税制調査会配付資料より

への懸念がある中においては、特に中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げによる所得拡大を促すことが重要である。」とした上で、「賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額が1.5%以上増加という要件に見直した上で2年延長する。」としました。

② 改正の概要

雇用者給与等支給額の前年度に対する増加割合が1.5%以上である場合には、その増加額の15%が控除額とされます。

さらに、雇用者給与等支給額の前年度に対する増加割合が2.5%以上で、現行どおり教育訓練費が前年度に比べて10%以上増加するなど一定の場合には、雇用者給与等支給額の増加額の25%が控除額とされます。

雇用者給与等支給額とは、役員及び役員の親族以外の者に支給される給与等の額をいい、いわゆる非正規雇用者もすべて対象者に含まれ、その金額が前年度よりも増加していれば適用を受けられますので、判定作業は現行よりも簡便になると思います。

なお、適用を受けられるかどうかを判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととし、実際の控除額を計算する場合の支給額には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除した上で控除額を計算します。

3 中小企業のM&Aによる投資損失に対する準備金制度の創設

① 改正の背景と目的

与党の税制改正大綱では、「中小企業の経営資源の集約化による事業の再構築などにより、生産性を向上させ、足腰を強くする仕組みを構築していくことが重要である。」とした上で、「このため、経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、中小企業の株式の取得後に簿外債務、偶発債務等が顕在化する

リスクに備えるため、準備金を積み立てたときは、損金算入を認める措置を講ずる。」として、事業再編投資損失準備金の損金算入制度が創設されます。

② 改正の概要

この制度を受けるためには、中小企業等経営強化法の改正法の施行日から令和6年3月31日までの間に、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けた中小企業者であることが必要です。

上記の認定を受けた経営力向上計画に従って取得^(※)した株式等について、その取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合には、その取得価額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てたときは、その積み立てた金額をその事業年度において損金算入することができます。

(※) 購入による取得に限られ、取得価額が10億円を超える場合を除きます。

なお、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合や、その株式等の帳簿価額を減額した場合等には、取り崩さなければなりません。

準備金を積み立てた後は、積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から、5年間で毎期均等に取り崩して益金の額に算入していくことになります。

納税者の負担回避。 特例の適用期限が延長される

税務システム研究会 客員研究員
(税理士) 武田 秀和

こんな
改正です

令和3年度税制改正において、相続税・贈与税についての大きな改正はありません。

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「教育資金の一括贈与」といいます。）」及び「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「結婚・子育て資金の一括贈与」といいます。）」の非課税措置の手直しと、適用期限が延長されます。

1 教育資金の一括贈与の改正

(1) 制度の概要

贈与者が30歳未満の受贈者（直系卑属）の教育資金に充てるため資金を拠出し、金融機関と教育資金管理契約（以下「管理契約」といいます）を結んだ場合、1,500万円まで贈与税が非課税となる特例です。受贈者が30歳に達したときに契約が終了し、その時点で残額がある場合、贈与税が課せられます。また、贈与者が契約期間中に死亡した場合、原則として、その死亡日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等の価額でこの特例の適用を受けたものに対応する金額（以下「管理残額」といいます）を、贈与者から相続等により取得したこととされます。ただし、受贈者が次の場合を除きます。

- イ 23歳未満である場合
- ロ 学校等に在学している場合
- ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

2020年（令和2年）9月現在の教育資金の一括贈与の利用実績は、契約件数約233千件、信託財産設定額約1兆7千億円（一般社団法人信託協会調べ）となっており、相応の活用がされています。

(2) 制度の問題点

教育資金の一括贈与の非課税制度は、次の点が指摘されています。

- ① 1,500万円を拠出できる者は資金に余裕があることが想定され、その子や孫は余裕のある教育を受けられ、格差を拡大させるのではないかと懸念されています。
- ② もとより相続税の対象とならない贈与者が、ムードに乗せられて契約する事例が見受けられるが、老後の資金を危うくする。
- ③ 適用に該当する子や孫が複数いる場合、異なる金額で贈与すると親族間の争いの元となる。
- ④ 孫が養子縁組又は遺贈で祖父の相続財産を取得した場合、相続税額の2割を負担しなければなりません（以下「相続税額の2割加算」といいます）。管理残額に対しては相続税額の2割加算の適用がないことから、相続税を一代飛ばす相続税対策として利用される事例が見受けられ、制度の本旨から外れるのではないかと懸念されています。

(3) 令和3年度の改正

① 適用期限の延長

現行では適用期限が2021年(令和3年)3月31日ですが、2023年(令和5年)3月31日まで2年延長されることになりました。

2013年(平成25年)に創設され、契約件数が年々減少傾向にあり制度としては熟していることから、期限通り2021年に廃止されると考えられていましたが、一定の条件を付して延長されました。なお、下記②③の改正は、2021年(令和3年)4月1日以後の信託等により取得するものから適用されます。

② 管理残額の相続財産への加算

贈与者が死亡した場合の管理残額を、管理契約から死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算することとなりました。ただし、受贈者が受贈者の年齢が23歳未満である場合等、(1)イからハに該当する場合は、現行規定と同様除かれます。

現行規定では、贈与者が死亡した場合、相続開始前3年以内の管理契約に係る管理残額が相続財産に加算されます。3年を経過した場合、相続財産に加算する必要がないことから、相続税の対象とならないので相続税の負担が軽減されます。適用対象となる子や孫の数が多ほど相続税対策の一環として活用効果が高い制度です。改正案では、贈与者が死亡したときの管理残額はすべて相続財産に加算することとなります。

③ 相続税額の2割加算

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者が死亡したときの管理残額に対する相続税額に2割を加算した金額を納税することになります。

現行では相続税額の2割加算の適用がありませんが、改正により本則に戻ることになります。高額な教育資金を拠出できるゆとりある贈与者の相続税の節税制度の見直しを行ったものといえます。

2

結婚・子育て資金の一括贈与の改正

(1) 制度の概要

贈与者が20歳以上50歳未満の受贈者(直系卑属)の結婚及び子育てに充てるため資金を拠出

し、金融機関と結婚・子育て資金管理契約を結んだ場合、1,000万円までが非課税となる特例です。1,000万円のうち結婚に際して支払う資金は、300万円が限度です。受贈者が50歳に達したときは契約が終了し、その時点で残額がある場合、贈与税が課せられます。また、贈与者が契約期間中に死亡した場合、原則として、その死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額が、みなし相続財産として相続税の対象となります。

2020年(令和2年)9月現在の結婚・子育て資金の一括贈与の利用実績は契約件数7,026件、信託財産設定額206億円(一般社団法人信託協会調べ)となっています。

(2) 制度の問題点

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度は、次の点が指摘されています。

- ①そもそも結婚や子育て資金とするための扶養義務者間の贈与は非課税。教育資金の贈与も同様だが、本来非課税規定を適用すればいい贈与。あえて信託等を設定するメリットがない。
- ②管理残額がある場合、贈与税又は相続税の課税対象となる。教育資金と異なり結婚・子育て資金は、結婚するとは限らないことと、子育て資金700万円を使いきれるとは限らない。
- ③例えば1,000万円の高額な管理残額がある場合、30%の税率で贈与税の対象となる。教育資金の贈与も同様だが、もとより贈与者の相続財産が少なく相続税が課税されない、もしくは相続税率が低率である場合、メリットがない。
- ④孫が取得した贈与者の相続財産について相続税額の2割加算の対象とならないことは、教育資金の一括贈与と同様の問題がある。

(3) 令和3年度の改正

① 適用期限の延長

現行では適用期限が2021年(令和3年)3月31日ですが、2023年(令和5年)3月31日まで2年延長されることになりました。

2015年(平成27年)に創設され、契約件数が伸びず、期限通り2021年に廃止されると考えられ

ていましたが、一定の条件を付して延長されました。なお、自由民主党・公明党税制改正大綱（以下「与党税制改正大綱」といいます）では、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限到来時に制度の廃止を含めて検討することとしています。

② 相続税額の2割加算

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者が死亡したときの管理残額に対する相続税額に2割を加算した金額を納税することになります。

現行では2割加算の適用がありませんが、改正により本則に戻るようになります。教育資金の贈与と平仄を合わせた改正です。

この改正は、2021年（令和3年）4月1日以後の信託等により取得するものから適用されます。

3

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置等の延長及び見直し

（1）非課税限度額の見直し

直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます）を取得した場合、一定の要件を満たすときは、贈与税が非課税となる特例があります（以下、「住宅取得等資金の非課税の特例」といいます）。令和3年度の税制改正により、令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、下の表のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げられます。

	住宅の種類	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和3年12月31日	改正案 令和3年4月1日 ～令和3年12月31日
		消費税等の税率10% が適用される住宅用家 屋の新築等	省エネ等住宅	1,500万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋 の新築等	省エネ等住宅	1,000万円	800万円	1,000万円
	上記以外の住宅	500万円	300万円	500万円

（2）床面積要件の引下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を現行の50平方メートル以上から40平方メートル以上に引き下げられます。

（1）及び（2）の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

（3）相続時精算課税制度を適用した場合の床面積の引下げ

特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を現行の50平方メートル以上から40平方メートル以上に引き下げられます。

（3）の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

（4）既存住宅用家屋等の証明方法の拡充

税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした既存住宅用家屋等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、既存住宅用家屋等に含めることとされました。

税務署は、法務省の登記情報システムにアクセスして、納税者から提供された不動産識別事項等を用いて入手した登記情報により登記事項証明書に記載された事項を確認できるようになります。そのための改正で、住宅ローン控除の取扱いと平仄を合わせています。

（注）上記の改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について適用する。

(5) 制度の問題点

住宅取得資金の非課税の特例は非課税金額が贈与する年、住宅の種類、消費税率等によって変動する、腰の定まらない税制であり、納税者にとって難しい取り扱いです。相談を受ける税理士も判断に迷うことが多くなっています。

一般的に、住宅を取得する者は長期間居住することを予定しており、人生の岐路ともなるべき重大な判断をしています。消費税率の改訂や住宅着工件数の落込み等、経済変動にかかわらず安定した税制とすべきでしょう。

4 相続税・贈与税の在り方への提言

(1) 現行の相続税・贈与税の課税

贈与税は暦年課税が原則であり、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産を相続税の課税価格に加算します。また、相続時精算課税を選択した場合は、選択した年分以後の贈与についてすべて相続財産に加算します。それ以外の贈与については相続財産に加算しません。相続税と贈与税の課税関係は原則として分離されていますが、贈与と相続は表裏一体の関係にあります。

現行の課税方式により暦年課税で申告した場合、相続開始前3年以内の贈与のみです。3年を超えた贈与については相続税に関わることはありません。そのため、相続税の税率が55%となる場合、50%以下の税率で贈与することで相続税が緩和され、効率良く相続税対策ができます。これは相続税対策の基本ですが、相続税の本来の姿から乖離しているという意見もあります。

(2) 相続税・贈与税一体課税の提言

第4回税制調査会における財務省の説明資料及び与党税制改正大綱において、相続税及び贈与税の在り方について重要な提言がされています。相続税の課税関係において、資産の移転の時期や回数に関わらず、生前の贈与財産をすべて相続財産に加算して相続税で再計算し、資産の総額にかかる税負担が一定となる方式です。これを「資産の移転の時期の選択に中立的」といいます。

具体的な姿は見えませんが、贈与財産をすべて相続時点で持ち戻して相続税を計算することのようです。相続開始前3年以内の加算の年限を取り払うことと考えればわかりやすいでしょう。アメリカ、ドイツ、フランス等諸外国でも資産の移転の時期の選択に中立的な課税方式であることから、平仄を合わせようとしているのかもしれませんが、生前の贈与財産をすべて加算することは技術的・実務的に難しいでしょうから、例えば、相続開始前10年以内の贈与加算とすることも想定されます。

(3) 相続税・贈与税の一体課税となった場合の影響

相続税・贈与税が一体として課税されることとなった場合、影響は大きいでしょう。

- ①現行の税率の差に目を付けた相続税対策は目標を見失ってしまいます。相続税対策が根本的に変わります。いずれにせよ相続税で課税されるなら、贈与したい相手にきちんと贈与する本体の相続対策に代わるかもしれません。
- ②贈与の時期や贈与金額にかかわらずすべての贈与財産が相続財産に加算されるとなる場合、贈与事実を管理しておかなければなりません。贈与税の申告がある場合、税務署も半永久的に管理することになります。相続税の計算において、贈与財産を加算することになるので、贈与事実を他の相続人に秘匿することができなくなります。また、贈与税の課税対象とならない金額の贈与であっても加算するので、相続税の申告が煩雑になりそうです。
- ③贈与税率が高額であることから、相続財産が少額な者が贈与することは非常に負担が大きい。しかし、相続時精算課税で適用されているように、過去に納付した贈与税の還付制度を構築することにより、相続財産に組み込まれて再計算された相続税額から納付した贈与税を還付することも可能でしょう。相続財産が少額な者にとって、贈与はメリットがあるかもしれません。

実務にはインパクト大。 手続きまわりの改正注意点

税務システム研究会 客員研究員
(税理士) 長野 匡司

こんな
改正です

消費課税のうち消費税については、手続規定などが改正されますが、その主なものは次のとおりです。

- ① 国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件
- ② 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期
- ③ 金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類

1

国際郵便による輸出免税における 証明書類の保存要件

(1) 制度の概要

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引であることを証明しなければなりません(消法7②)。

典型的な輸出免税取引である「輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」については、次の<図表1>の区分に応じて一定の書類又は帳簿を整理し、納税地等に7年間保存することにより証明がされたものとし(消規5①)。

(2) 現行

簡易手続により輸出が可能となっている20万円以下の郵便による資産の輸出について、輸出免税を受けるためには、その輸出を証明するものとして、一定の事項が記載された「帳簿」又は受取人から交付された「物品受領書等の書類」の保存が要件とされています(消規5①二)。

そのため、実際には輸出者の作成する「帳簿」の保存のみで、輸出免税の適用が可能となっています。

(3) 改正案

輸出免税制度の適正化を図る観点から、20万円以下の郵便による資産の輸出の場合には、輸出の事実を証する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控え等の保存を輸出免税の適用要件とします。

なお、帳簿については消費税法第58条による保存義務があるため、改めて輸出免税の適用のための個別の保存義務は課さないこととします。

図表1 輸出免税取引(輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け)の証明書類

区 分	証明書類	
	現 行	改正案
輸出の許可を受け る貨物	輸出許可書、積 込承認書又は税 関の輸出証明書	同左(改正な し)
国際郵便 による輸 出	20万円 超	
	20万円 以下	帳簿又は物品受 領書等の書類
		発送伝票の控 え等

(4) 適用開始時期

上記(3)の改正は、令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用します。

2 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期

(1) 制度の概要

個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合に、「課税売上割合」により計算するとその事業者の事業の実態を適正に反映しないこともあります。そのため、「課税売上割合」によらずに、「課税売上割合に準ずる割合」により計算することができます(消法30③)。

<算式>

$$\text{仕入控除税額} = \begin{matrix} \text{課税売上に} \\ \text{のみ要する課} \\ \text{税仕入れ等の} \\ \text{税額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{課税売上げと非} \\ \text{課税売上げに共} \\ \text{通して要する課} \\ \text{税仕入れ等の税} \\ \text{額} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{課税売上} \\ \text{割合に準} \\ \text{ずる割合} \end{matrix}$$

(2) 現行

課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算する場合には、「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を所轄税務署長に提出します(消令47①)。

課税売上割合に準ずる割合は、所轄税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用します。

その結果、課税期間の末日間際に課税売上割合に準ずる割合を用いる必要が生じた場合(例：たまたま土地の譲渡があった場合等)には、承認申請書を提出したとしても、適用を受けようとする課税期間の末日までに税務署長の承認が受けられないケースがあります。

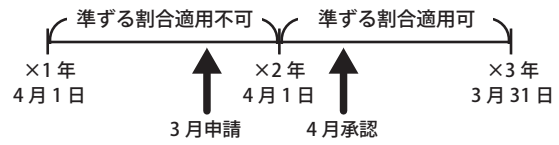
(3) 改正案

課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算しようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合、その承認申請書を提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとします。

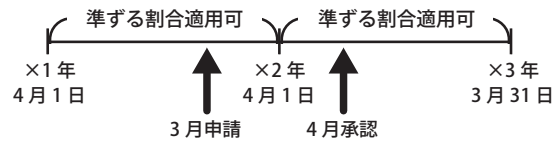
この改正により、課税期間の末日間際に承認申請書を提出しても、課税売上割合に準ずる割合の適用を受けることが可能となります。

図表2 課税売上割合に準ずる割合の適用課税期間(3月決算法人の例)

【現行】



【改正案】



(4) 適用開始時期

上記(3)の改正は、令和3年4月1日以後に終了する課税期間について適用します。

3 金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類

(1) 制度の概要

金地金について仕入税額控除を行う場合には、仕入れの相手方の本人確認書類の保存が要件となっています(消法30⑩)。

(2) 現行

<図表3>(現行)の書類で、その仕入の相手方の氏名及び住所又は居所の記載があるものを保存することとされています(消規15の4①一・二)。

(3) 改正案

昨今、税務調査において、密輸者と買取り事業者が通謀していると考えられるような事案がみられるため、より一層の金地金の密輸抑止を図る観点から、仕入税額控除の要件として認められる本人確認書類を見直し、<図表3>(改正案)のように一定の書類を除外することとします。

(4) 適用開始時期

上記(3)の改正は、令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用します。

図表3 金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類

区 分	現 行	改正案
国内に住所を有する個人	マイナンバーカードの写し 住民票の写し 戸籍の附票の写し 健康保険証の写し 国民年金手帳等の写し 運転免許証等の写し 旅券の写し 在留カード等の写し 国税等の領収証書の写し その他これらに類するもの	マイナンバーカードの写し 住民票の写し 戸籍の附票の写し 健康保険証の写し 国民年金手帳等の写し 運転免許証等の写し 旅券の写し (除外) 国税等の領収証書の写し その他これらに類するもの
国内に住所を有しない個人	戸籍の附票の写し 健康保険証の写し 国民年金手帳等の写し 運転免許証等の写し 旅券の写し 在留カード等の写し 国税等の領収証書の写し その他これらに類するもの	戸籍の附票の写し 健康保険証の写し 国民年金手帳等の写し 運転免許証等の写し (除外) (除外) 国税等の領収証書の写し (除外)

⑤

国際課税

国際金融都市の実現なるか！ 相続・法人・所得税で負担軽減へ

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 望月 文夫

こんな
改正です

令和3年度税制改正における国際課税関係では、国際金融都市の実現のための施策が盛り込まれています。具体的には、金融業に携わっている外国人材に日本に定着してもらうため、以下に述べるように各種の税目において軽減措置が講じられています。国際金融都市といっても、耳慣れないかもしれませんが、ニューヨークのウォール街やロンドンのシティと聞けばおわかりいただけると思われます。

1

国際金融都市としての 東京の位置付け

「そんなこと言ったって、もともと東京は国際金融都市ではないか」と疑問を持たれる読者もいらっしゃると思います。実際、2020年3月に公表されたZ/Yenによる「グローバル金融センターランキング」では、東京はニューヨーク、ロンドンに続いて第3位でした。それでは、なぜ、国際金融都市の実現を目指すのでしょうか。それは、少子高齢化が加速度的に進む日本を救うためには、現在の東京ではまだまだ不十分だからです。

グローバル金融センターランキングによると、東京のビジネス環境が16位以下、人材資本が11位、インフラストラクチャーが4位、金融セクター開発が10位、評判・一般が6位となっており、相当低いということが言えます。

一方、ヘッジファンドを運用する Aurum 社のデータ(2020年2月)によると、ヘッジファンドの運用残高はニューヨーク41%、ロンドンが22%、香港が4%ですが、東京では運用していません^(*)。もちろん、日本にもヘッジファンドはありますが、ファンド数も運用残高も世界的には

取るに足りないという状況です。

(*) Aurum 社のサイト

<https://www.aurum.com/insight/alpha-cities-hedge-fund-performance-by-geography/>

実は、東京都はここ数年、グローバルに活動する海外の金融機関やファンドの拠点と金融人材を招くため努力してきました。皆さんは投資ファンドやヘッジファンドといった言葉をお聞きになったことがあると思います。ファンドとは、簡単に言えばお金の集まりです。東京に海外から金融人材やお金がたくさん集まると何かいいのでしょうか。

まず、ファンドなどの金融機関で働く人達が増えることも重要ですが、それよりもファンドからベンチャーや中小企業への出資をしてもらうことで、日本経済の活性化を図ることができるのが重要です。また、日本には1,900兆円という家計資産があります。日本人が投資しやすい金融商品を作ってもらうことで、「貯蓄から投資へ」という政府の方針にも合致します。このように、今回の国際金融都市構想には色々な意味で大きな期待があるのです。

そこで、東京をさらなる国際金融都市にするため、税制改正などが行われることになりました。

2 香港の凋落

アジアにおける東京のライバルの一つである香港では、2020年に香港国家安全維持法が施行されたことで一国二制度がほとんどなくなりました。民主派を中心とする逮捕者も多数に上ったこともあり、香港で活動するヘッジファンド運用者らのあいだでは大きな不安が広がったこともあります。実際、上のグローバル金融センターランキングでも2019年9月には3位だった香港は6位に順位を下げました。

今回の国際金融都市構想は、香港の凋落に乗じた措置ということができます。

3 税制改正案の概要

(1) 相続税の納税義務の範囲

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされます。

具体的には、以下の概要図のようになると思わ

れます。(図表1)

世界的に見ると、日本の相続税法は富裕層にとってかなり厳しいものであり、「ネバー・ダイ・イン・ジャパン」と言われています。

(2) 所得税及び法人税改正案の概要

所得税についてはファンドマネージャーの税率を累進課税ではなく分離課税(約20%)とすること、法人税においては業績連動給与の算定方法を金融庁ウェブサイトに掲載することにより損金算入を認めること、とされます。(図表2)

これ以外にも、投資事業を行うLPSのファンドマネージャー(外国組合員)に対する課税要件を緩和する措置も講じられる予定です。

このように、令和3年度税制改正によって海外の高度金融人材に大きな減税措置が講じられます。

4 金融庁の施策

金融庁金融審議会市場制度ワーキング・グループは、2020年12月23日、「国際金融センター」としての機能発揮に向け、2つの制度整備(規制緩和)を行うこととしました。①金融商品取引法の改正により、海外の投資運用業者等の受入れを行うこと、②内閣府令改正により、外国の法人顧

図表1 令和3年度税制改正後の相続税の納税義務の範囲

被相続人		相続人		国内に住所あり			国内に住所なし	
			国内に住所あり	一時居住者(*1)	日本国籍あり		日本国籍なし	
					10年以内に住所あり	10年以内に住所なし		
国内に住所あり								
一時居住被相続人(*1)								
国内に住所なし	10年以内に住所あり			国内・国外財産ともに課税				
	非居住被相続人(*2)					国内財産のみ課税		
	10年以内に住所なし							

(注) 図中の網かけ部分は国内・国外財産ともに課税。白い部分は国内財産のみ課税

*1 出入国管理及び難民認定法(入管法)別表第1の在留資格の者

*2 日本国籍のない者で、相続開始前10年以内のいずれの時においても日本に住所を有していない者

出典：財務省資料に基づき筆者作成

図表2 国際金融ハブ取引に係る税制措置

	現状	対応策
法人税 (運用会社に課税)	30% 役員の業績連動給与 上場会社：損金算入可能 非上場会社：損金算入不可	投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等 について、業績連動給与の算定方法等を金融庁ウェブサイトへ掲載する等の場合には、 損金算入を認める 。
相続税 (ファンドマネージャー等の相続人に課税)	0~55% 10年超居住…全世界財産 10年以下居住…国内財産のみ	勤労等のために日本に居住する外国人について、居住期間にかかわらず、 国外財産を相続税の課税対象外とする 。
所得税 (ファンドマネージャー個人に課税)	0~55% ファンドマネージャーの運用成果に応じ出資持分を超えてファンドから分配される利益 → 金融所得にあたるかが不明確 。	利益の配分に経済的合理性がある場合等においては、総合課税(累進税率、最高55%)の対象ではなく、「株式譲渡益等」として 分離課税(一律20%)の対象となることを明確化する 。

出典：金融庁

客に関する銀証ファイアーウォール規制の緩和を行うこと、です。

また、2021年1月12日、日本に新規参入する海外ファンドの登録手続きから監督・検査まで一貫して英語で対応する「拠点開設サポートオフィス」を金融庁内に新設しました。

5 おわりに

以上、国際金融都市の実現のため税制改正などが行われますが、これは香港の政情不安がきっかけです。東京が国際金融都市として、より一層プレゼンスを高めるため、特にファンド運用者といった高度金融人材の日本定着だけでなく、将来は海外の金融機関にも戻ってほしいという思いもあるようです。

このように、税制改正は政策目的の一助として利用されることがあります。これらの施策が実を結んで日本経済の活性化につながるか、数年後に振り返ってみたいと思います。

⑥

納税環境整備

押印義務・電子データ保存の見直しで 納税手続のデジタル化が進む

税務システム研究会 客員研究員

(税理士) 谷中 淳

こんな
改正です

- ・税務関係書類のほとんどについて押印義務が廃止され、手続が簡便化されます。
- ・電子帳簿保存制度、スキャナ保存制度について、事前承認制度の廃止、適用要件の大幅緩和により制度利用が促進されます。
- ・電子データの改ざんなどへの罰則を強化し、重加算税の加重措置がおこなわれます。

1

税務関係書類における 押印義務の見直し

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大によりあらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務が廃止されます。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様に押印義務が廃止されます。

(1) 適用時期

2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

※ただし、今回の改正案により押印を要しないことになる税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

※地方税関係書類についても2021年4月1日以後に提出するものについて適用されます。(国税とは違い施行日前の取り扱いについては税

制改正大綱には記載されていません)

(2) 改正案の内容

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除いて、押印を要しないこととされます。

- ①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- ②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

図表1 <<見直し後のイメージ>>

	国税関係書類の分類	押印の要否
原則	税務関係書類全般 例 確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書	不要
例外	担保提供関係書類 例 不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	遺産分割協議書 例 相続税・贈与税の特例における添付書類	

出典：財務省資料

(3) 実務への影響・留意点

① 事務手続きの簡便化がはかれる

税務関係の書類のほとんどについて押印が不要となりますので、実務手続きは簡便化されます。一方、押印廃止に伴って、納税者の意思確認が適切に行われない等の問題が生ずることも懸念されます。納税者の意思確認をなんらかの形で担保するような方法も検討しなければならないと思われる。

② 税理士業務への影響

税理士が税務代理を行う場合の税理士の署名・押印や税務代理権限証書への押印についても本改正の対象となるかどうかは税制改正大綱からは明確にされていません。今後の情報に注視する必要があります。

2 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直しされることとなります。

地方税関係帳簿書類の電子的保存の要件等についても、国税と同様、所要の措置が講じられることとなります。

(1) 国税関係帳簿書類のデータ保存制度の見直し

自己が電子的に作成する帳簿書類（主に会計ソフト等で入力した会計帳簿等）については、電子データにより作成されているものですが、税務上は紙で印刷して保存することが基本となっています。電子データのまま保存するためには、税務署長の承認を得ることのほか、適用のために様々な要件を満たす必要があります。

今回、この電子データのまま帳簿書類を保存するための適用要件が下記の通り大幅に緩和されることとなります。

① 適用時期

(イ) 通常の電子帳簿

2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用されます。

(ロ) 下記②(ハ)の要件を満たす電子帳簿（いわゆる優良電子帳簿）

2022年1月1日以後の申告期限等に係る国税に適用されます。

② 改正案の内容

(イ) 税務署長による事前承認制度の廃止

現行制度では、電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、今回の改正によりこの承認制度は廃止されます。

(ロ) 適用要件の緩和

これまででは検索機能、訂正削除履歴の確保等の多くの要件が求められていましたが、モニター・説明書の備付け等、下記の要件のみを満たせば、電子帳簿の保存が税務上認められることとなります。

イ	電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。
ロ	電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
ハ	国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じること。

※現行制度と改正案の比較については、図表2をご覧ください。

(ハ) 現行の要件を満たす電子帳簿保存についてはインセンティブを付与する

一定の国税関係帳簿^(※)について、現行の電子帳簿保存の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿に関連して過少申告があった場合の過少申告加算税が5%軽減されるインセンティブが与えられます。

図表2 <<まとめ：電子帳簿保存制度の現行制度と改正案の比較>>

要件	概要	現行	改正案
①税務署長の承認	備付けを開始する日の3か月前までに承認申請書等を提出	必要	不要
②訂正・削除履歴の確保	記録事項の訂正又は削除を行った場合にその事実内容が確認できること等	必要	不要
③相互関連性の確保	帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	必要	不要
④関係書類等の備付け	システム関係書類等(システム概要書、操作説明書等)の備え付けをおこなうこと	必要	必要
⑤見続可能性の確保	電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項をディスプレイ等に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること	必要	必要
⑥検索機能の確保	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること等	必要	不要
⑦(新設) 税務調査時対応	税務署員の質問検査権に基づき、その国税関係帳簿書類に係るデータのダウンロードの求めがある場合には応じること		必要

出典：各省庁資料をもとに筆者作成

具体的には、その電磁的記録に記録された事項に関し修正申告や更正があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合は除かれます)に課される過少申告加算税について、通常課される過少申告加算税の額からその申告漏れに係る税額の5%に相当する金額を控除した金額とされます。

(※) 所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいいます。

(2) スキャナ保存制度の見直し

取引の相手方から書面により受け取った請求書・領収書等をスキャンしデータ保存する「スキャナ保存制度」について下記の通り適用要件が緩和されます。

① 適用時期

2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係書類について適用されます。

② 改正案の内容

(イ) 税務署長による承認制度の廃止

上記の(1)の国税関係帳簿書類と同様に税務署長による事前承認制度は廃止されます。

(ロ) 内部統制要件の抜本の見直し

タイムスタンプ要件について、付与期間(現行：3日以内)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとなります。

(ハ) 適正事務処理要件の廃止

相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の要件が廃止されます。

(ニ) 検索機能の確保等に関する要件

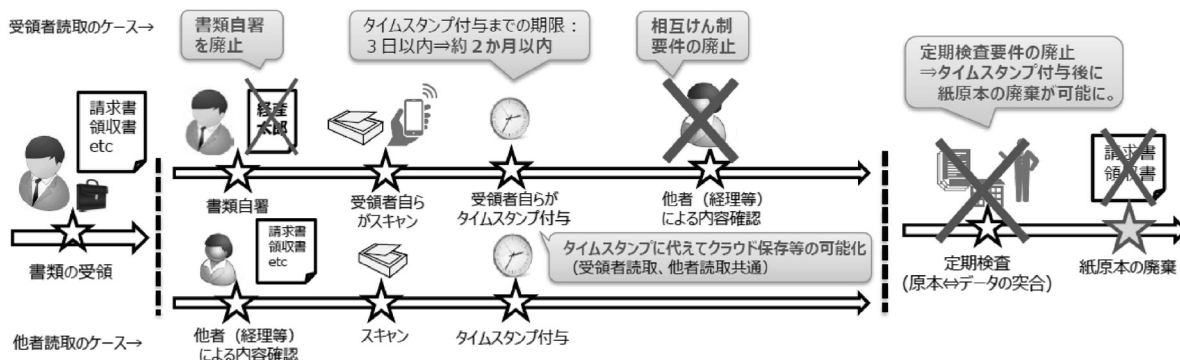
検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保は不要とされます。

図表3 <<まとめ：スキャナ保存制度の現行制度と改正案の比較>>

要件	概要	現行	改正案
①税務署長の承認	備付けを開始する日の3か月前までに承認申請書等を提出	必要	不要
②タイムスタンプ等要件	書類にタイムスタンプを付与する期間	3日以内	最長2か月以内 ※訂正・削除履歴が残るシステム(訂正・削除できないシステム含む)の場合は タイムスタンプ不要
	書類の受領者等の自署	必要	不要
③適正事務処理要件	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等	必要	不要
④検索機能の確保等に関する要件	検索項目の指定	取引年月日 取引金額等 その他主要な記録項目	取引年月日 取引金額 取引先
	検索条件設定(日付・金額による範囲指定、2以上の任意条件による組み合わせ等)	必要	必要 ※税務署員の質問検査権に基づき、データのダウンロードの求めに応じる場合は 不要

出典：各省庁資料をもとに筆者作成

図表4 <<参考：スキャナ保存制度の主な流れと改正事項>>



出典：経済産業省資料

※現行制度と改正案の比較については、図表3をご覧ください。

(3) 電子取引の取引情報のデータ保存制度の見直し

取引先等から請求書や領収書等の情報をデータで受け取った場合のデータの保存については一定の保存要件が定められています。(税務署長の事前承認制度はありません) 今回の改正でこの保存要件が見直しされることになります。

・電子取引とは

電子取引とは、取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。)の授受を電磁的方式により行う取引をいい(電子帳簿保存法2六)、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)、インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情

報を授受する取引等が含まれます。

① 適用時期

2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。

② 改正案の内容

(イ) タイムスタンプ要件の見直し

タイムスタンプの付与期間について、現行制度は「遅滞なく」とされていますが、最長約2か月以内へと要件の見直しが行われます。

(ロ) 検索機能の確保等に関する要件

上記の(2)②(二)と同様の要件に緩和されたうえ、判定期間^(※)における売上が1,000万円以下である保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てが不要とされます。

(※) 個人事業者にあっては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあっては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

※現行制度と改正案の比較については、図表5をご覧ください。

(4) スキャナ保存制度と電子取引データ保存制度の担保措置

① 適用時期

・下記②(イ)の改正

2022年1月1日以後の申告期限等に係る国税について適用されることとなります。

・下記②(ロ)の改正

2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。

② 改正の内容

(イ) データの隠蔽仮装の場合、重加算税の10%加重措置

スキャナ保存制度並びに電子取引のデータ保存制度については、上記の通り適用要件が緩和されることとなりますが、データの記録事項について隠蔽や仮装があったことにより更正等があった場合には、その隠蔽・仮装があった記録事項に関する申告漏れについて重加算税を10%加重する措置が行われることとなります。

(ロ) 電子取引の取引情報のデータ保存制度における出力書面の取り扱い

電子取引の取引情報のデータ保存制度における、保存義務者が行うその取引データの出力書面等の保存をもってデータ保存に代えることができる制度は廃止されることとなります。

図表5 <<まとめ：電子取引の取引情報のデータ保存制度の現行制度と改正案の比較>>

要件	概要	現行	改正案	
①タイムスタンプ要件	タイムスタンプを付与する期間	遅滞なく	最長2か月以内	
②検索機能の確保等に関する要件	検索項目の指定	取引年月日 取引金額等 その他主要な記録項目	取引年月日 取引金額 取引先	判定期間（個人事業者：前々年、法人：前々事業年度）における売上が1,000万円以下の保存義務者の場合、検索要件の全て不要
	検索条件設定（日付・金額による範囲指定、2以上の任意条件による組み合わせ等）	必要	必要 ※税務署員の質問検査権に基づき、データのダウンロードの求めに応じる場合は不要	

出典：各省庁資料をもとに筆者作成

電子取引の取引情報のデータの保存については、上記の通り、現行制度においてはデータ保存要件を満たさない場合においては、紙で出力して保存しておけば、国税関係書類の保存要件は満たすことが可能でしたが、本件改正案については税制改正大綱を読む限りにおいては、電子取引データについては全て保存要件を満たさなければ、国税関係書類等の要件自体を満たさないことになってしまうので注意が必要です。

(5) 実務への影響等

① 事務処理の簡便化とペーパーレス化の推進

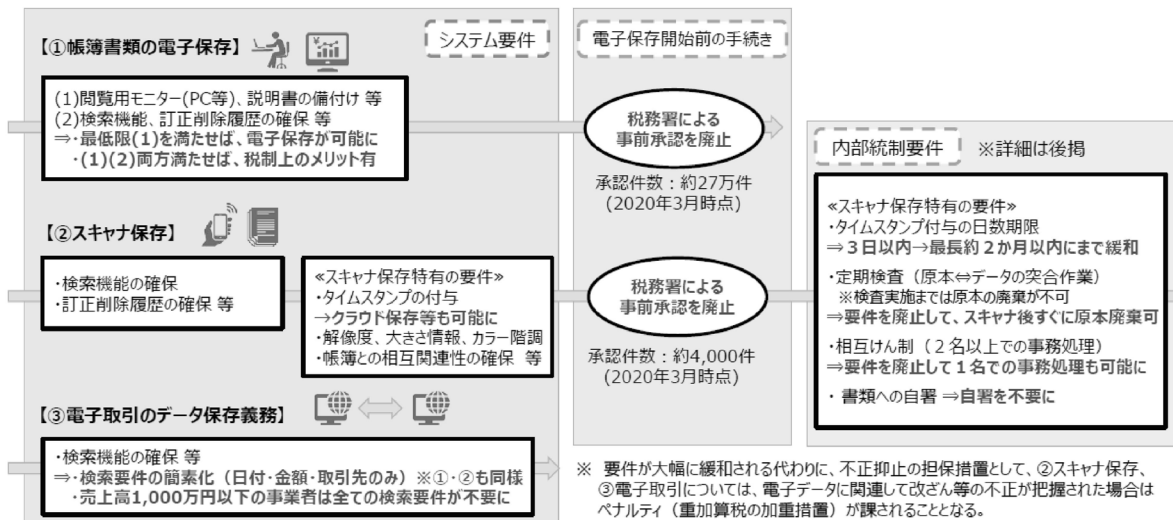
上記の電子帳簿の保存等要件緩和に伴い、企業

経理実務において、電子化とペーパーレス化が進むものと考えられます。今回の改正により経理・総務関係の実務マニュアルの見直しを行う企業も増えてくるように思われます。

② 税務調査時要件について

上記の通り、電子化の要件は緩和されていますが、税務調査時に調査官の求めに応じてデータのダウンロードに応じる要件が新たに追加されています。具体的な運用方法等は未定ですので、税務調査時のトラブルを避けるためにも、当該要件の実務上の取り扱い情報には今後注視していく必要があります。

図表6 <<参考：電子帳簿保存制度の改正の全体像>>



出典：経済産業省資料

● MEMO ●

[執筆者一覧]

中島 孝一 (なかじま こういち)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、中島税理士事務所所長。著書に、『令和3年度よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（共著、日本法令）、『相続税実務の鉄則に従ってはいけないケースと留意点』（共著、清文社）など多数あり。
植田 卓 (うえだ たかし)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、植田会計事務所所長、立命館大学客員教授。著書に、『税務力アップシリーズ・法人税』（清文社）、『中小会社の会計指針』（共著、中央経済社）など多数あり。
武田 秀和 (たけだ ひでかず)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、武田秀和税理士事務所所長。著書に、『一般動産・知的財産権・その他の財産の相続税評価ポイント解説』（税務研究会）、『土地評価実務ガイド（改訂版）』（税務経理協会）など多数あり。
長野 匡司 (ながの まさじ)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、長野匡司税理士事務所所長。著書に、『法人税申告の実務全書』（共著、日本実業出版社）、『改訂版 資産をめぐる複数税目の実務』（共著、新日本法規出版）など多数あり。
望月 文夫 (もちづき ふみお)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、青山学院大学大学院特任教授。著書に、『令和3年版 図解国際税務（6月出版予定）』、『タックス・ヘイブン税制の実務と申告』（いずれも、大蔵財務協会）など多数あり。
谷中 淳 (やなか あつし)	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、税理士法人おおたか。著書に、『令和3年度よくわかる税制改正と実務の徹底対策』（共著、日本法令）、『事業承継を成功させる自社株承継の実務 第2版』（共著、税務経理協会）など多数あり。

執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。
<https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/>

Monthly Report 特別版

特集 令和3年度税制改正の重要ポイント | 全6本
(No.146より抜粋)

編集：MJS税経システム研究所

〒163-0648 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48F

TEL：03(5326)0383

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。

https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。



株式会社ミロク情報サービス

編集 MJS税経システム研究所